平成 22 年 3 月 31 日
山口県報号外第２４号別冊

山口県国土利用計画

―第四次―

山口県地域振興部地域政策課

目　　次

前文

１　県土の利用に関する基本構想　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　県土の利用区分別の規模の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

３　必要な措置の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

前　　文

　この計画は、国土利用計画法第７条の規定に基づき、山口県の区域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び市町の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町計画」という。）とともに国土利用計画を構成し、市町計画及び山口県土地利用基本計画の基本となるものである。

１　県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア　基本理念

県土の利用については、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、県づくりの基本目標である「２１世紀に自活できるたくましい山口県の創造」を進めるため、長期的視点の下に、総合的かつ計画的に行わなければならない。

イ　県土利用の現況

本県は、アジアに近接し、古くから大陸との交流の窓口の役割を果たすとともに、本州と九州、四国を結ぶ交通の要衝にあり、国土構造上重要な西日本の結節点に位置している。

地方中枢都市である広島、福岡・北九州等に隣接し、活発な交流が行われている一方、中核となる都市がなく、中小都市が分散する都市構造となっている。

中国山地が東西に走り、全体として丘陵性の山地や台地が展開し、山陽と山陰という二つの異なった顔を持ち、山陽沿岸部では臨海工業地帯が形成される一方、瀬戸内海国立公園、秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園等に代表される、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

また、三方が海に開け、海岸線の延長は1,580㎞と全国６番目の長さで変化に富み、人の居住する離島が21に及び全国５番目の多さであるなど、海との強い関わりがある。

平成19年(2007年)における県土面積は約6,113k㎡で、全国22番目の広さであり、国土面積の約1.6%を占めている。

このうち、森林（県土面積の72%）及び農用地（同８％）が大部分を占めており、以下、宅地（同５％）、水面・河川・水路（同３％）、道路（同３％）、原野（同0.3%）の順となっている。

全国と比べて、森林の割合が５ポイント高く、農用地の割合が４ポイント低いことが特徴であり、生活や生産活動の主な舞台である平地部がやや乏しいことを意味している。

また、中山間地域が県土面積の７２．７％と大きな部分を占めている。

ウ　県土利用に関わる諸条件の見通し

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(ｱ) 量的な面

人口は引き続き減少するものと見通され、少子化、高齢化のさらなる進展が見込まれている。

都市部においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、都市面積はほぼ横ばいで推移するものと見通され、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。

経済社会諸活動については、東アジアの急速な経済成長、情報通信技術の発達、新産業分野の成長などが見通され、各地域の成長力や競争力の強化につながることも期待される。

したがって、土地の地目を変更し他の用途に利用しようとする動きは鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(ｲ) 質的な面

台風や集中豪雨などによる近年の災害の増加、被害の甚大化の傾向や、東南海・南海地震、活断層による地震の発生の懸念に加え、都市における電気・水道等のライフラインへの依存の高まり、農山漁村における耕作放棄地の増加など県土資源の管理水準の低下、高齢化、過疎化にともなう地域コミュニティの弱体化なども懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。

なお、ハザードマップの整備が進み、土地の潜在的な危険性に関する情報が利用しやすくなってきており、活用のより一層の促進が望まれる。

また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等、自然環境への負荷の増大にともなって生じる諸問題、東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりなどに適切に対応するため、県土の利用に当たっては、循環と共生を重視した利用を基本とすることが重要になっている。

さらに、美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみ景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民の志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、住み良さ日本一の実現に向けて美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

(ｳ) 土地利用をめぐる最近の状況

県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものととらえて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を相互に関連付けてとらえるべき状況がみられる。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。

このように、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

また、このような土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっている。

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて、総合的な観点から、県土利用について能動的にマネジメントを行っていくことが期待される。

エ　計画期間における課題

このため、今回の計画期間における課題は、限られた県土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、土地の地目を変更し他の用途に利用しようとする動きが全体としては弱まっているという状況を、県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会としてとらえ、県土利用の質的向上を図ることである。

特に、三方が海に開け、県土の約７割を森林が占めるという特性を生かし、海洋及び森林について、積極的に多面的な活用を図ることが必要である。

また、県土の約７割を占める中山間地域については、地域住民の生活の場としての機能のみならず、県土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場などの多面にわたる機能を有して

おり、この多面的機能を維持していくことも重要である。

さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行っていく必要がある。

これらの課題への対応に際しては、長期的な視点に立って、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

(ｱ) 土地需要の量的調整の課題

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地等の都市的土地利用については、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る必要がある。

農地、森林、原野等の自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然のシステムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配意して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る必要がある。

また、森林、農用地、宅地等の地目間相互の土地利用の転換については、転換後に復元することが困難であること、生態系をはじめとする自然のシステムや景観に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

(ｲ) 県土利用の質的向上の課題

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、

①安全で安心できる県土利用

②循環と共生を重視した県土利用

③美しくゆとりある県土利用

といった観点を基本とすることが重要であり、その際、これら相互の関

連性にも留意する必要がある。

安全で安心できる県土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海水面上昇など気候変動の影響への適応も踏まえ、防災センター等の防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしての公園等のオープンスペースの確保、道路を含むライフラインの防災性の向上等を図るとともに、水系の総合的管理、農用地の管理保全、県土の骨格を形成している森林の持つ県土保全機能の向上、土砂災害危険地域など災害によって甚大な被害を受ける可能性のある地域の安全性の向上等を図ることにより、地域レベルから全県レベルまでのそれぞれの段階で、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

循環と共生を重視した県土利用の観点では、人間活動と自然とが調和した水循環等の維持、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、多様な生態系が維持された豊かで多様な自然環境の保全・再生、自然と人とのふれあいの確保等を図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進めていく必要がある。

美しくゆとりある県土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果として作り出されてきた、風土、景観、風景などの人がすばらしいと感じる空間的な広がりを良好な状態とするために、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。このため、市街地再開発による土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる県土利用や循環と共生を重視した県土利用も含めて総合的に県土利用の質を高めていく必要がある。

(ｳ) 海洋及び森林の活用の課題

三方が海に開けた本県の特性を生かし、生活や産業など様々な分野で

多面的に海洋を活用する必要がある。

そのために、沿岸地域や漁村の自然景観の保全、海洋性レクリエーション施設など海岸の利用増進に資する施設の整備等により都市と漁村の交流を促進するとともに、海に開かれた魅力ある都市空間の創出を図る必要がある。

また、県土の約７割を占める森林の優れた自然環境を活用し、県民の余暇活動や学習活動の場や、生態系の保全に配慮したレクリエーションの場としての利用など、多面的な活用を図る必要がある。

(ｴ) 中山間地域における課題

本県の中山間地域においては、県全体に比べ人口の減少と高齢化が進行しており、高齢化が進んだ集落では、共同作業が困難になるなど、集落の機能が低下している。

このため、耕作放棄地の増大、森林の荒廃などにより中山間地域が有する県土の保全、水源のかん養、県民のふれあいの場の提供、良好な景観の形成、生物多様性の保全などの多面的機能が低下する恐れが強まっており、中山間地域の活性化に向けた総合的な取組を図る必要がある。

(ｵ) 地方分権の進展による課題

地方分権の進展は、県土の利用に様々な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の県土の利用に当たっては、地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。

(ｶ) 県土利用の総合的マネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ

能動的に取り組んでいくことが期待される。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整を図ることも重要である。

また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

(ｷ) 多様な主体の県土管理への参画の推進

これらの課題の対処に当たっては、国や県、市町による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な県土管理への参加や、地産地消や募金、森林づくり県民税等間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動きを促進していく必要がある。

(2) 県土利用の基本方向

ア　地域類型別の県土利用の基本方向

高次都市機能の充実した中核都市の形成を進めるとともに、都市と農山漁村が諸機能を相互に補完・連携し合えるよう、一体となった整備を行うことにより、都市と農山漁村の共生を進めるなど、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを関連付けて考慮することが重要である。

(ｱ) 都市

市街地（人口集中地区）については、人口減少、高齢化の進展等の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとするとともに、都市機能等の整備

により都市の活力を増進させ、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

　このため、市街地中心部における都市機能の集積や交通利便性の確保を推進しつつ、既存市街地においては再開発等により土地利用及び都市機能の高度化と環境の整備を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する一方、都市の広がりを抑え、まとまりのある集約型の市街地を形成していく。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地の整備を図る。また、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

　なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

　また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの防災性の向上等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

　あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成や豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間をそれらのネットワーク化に配慮しつつ確保すること等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

　特に、中核都市の形成を進める地域については、将来の人口、産業等の動向や、当該地域の拠点性の高まり、周辺地域をはじめとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件や環境面に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

(ｲ) 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。

また、あわせてゆとりとやすらぎのある農山漁村景観、多様な生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な中山間地域にあっては、中山間地域等直接支払制度の活用などにより生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の実情に応じた活性化対策を実施し、これを踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(ｳ) 自然維持地域

野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、生物の多様性を確保する上で中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適

切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努める。

あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

イ　利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心な県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

(ｱ) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、将来にわたって県民への食料の安定供給を図るため、県内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて、県土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図る。

(ｲ) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、育成単層林、育成複層林、天然生林等多様で健全な森林の整備と保

全を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民ニーズについて配慮しつつ、適正な利用を図る。

さらに、貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(ｳ) 原野

原野のうち、秋吉台など貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図り、その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(ｴ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、県土の安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、河川氾濫地域における安全性向上、農業用用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面・河川・水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の生息・生育環境、親水性に配慮した水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(ｵ) 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存

用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、地域の実情に応じ、道路の安全性や快適性等の向上、防災機能の向上、電気・電話・上下水道等の公共・公益施設を収容する機能の活用などを図るとともに、環境の保全、交通の安全、高齢者や障害者等の円滑な利用に十分配慮する。

特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

また、農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(ｶ) 宅地

a　住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、高齢者、障害者等の円滑な利用にも配慮した良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

特に既成市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

b　工業用地

工業用地については、県民所得の向上と雇用機会の確保のため、環境の保全等に配慮し、グローバル化、情報化の進展等にともなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、地域産業活性化の動向

等を踏まえ、産業・物流インフラの整備や工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転、業種転換等にともなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

c　その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(ｷ) その他

a　公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性と県民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全及び適正配置に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保や災害時における施設の活用、高齢者や障害者等の円滑な利用に配慮するなど、整備水準の向上に努めるとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

b　レクリエーション用地

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全

を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。

その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

c　低未利用地

都市における低未利用地については、再開発用地や防災のためのオープンスペース、公共施設用地、居住用地、事業所用地等としての再利用を図る。

農山漁村の耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

特に、阿知須干拓地については、引き続きその有効利用を図る。

d　海洋

海洋については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との関連性に配慮しつつ、下関港沖合人工島の整備等、長期的視点に立った総合的利用を図る。

この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適切な利用に配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

2　県土の利用区分別の規模の目標

(1) 計画の目標年次は、平成29年(2017年)とし、基準年次は平成19年(2007年)とする。

(2) 県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他並びに市街地とする。

(3) 県土の利用区分別の規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来における人口、生産活動等を前提として利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

(4) 県土の利用に関する基本構想に基づく平成29年(2017年)の利用区分別の規模の目標は、次表のとおりである。

(5) なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

県土の利用区分別の規模の目標

（単位：ha，％）

	平成19年（2007年）	平成29年（2017年）	増減	構成比	
				平成19年（2007年）	平成29年（2017年）
農用地	51,549	49,049	△ 2,500	8.4	8.0
農地	50,930	48,430	△ 2,500	8.3	7.9
採草放牧地	619	619	0	0.1	0.1
森林	438,931	438,931	0	71.8	71.8
原野	1,804	1,535	△ 269	0.3	0.3
水面・河川・水路	19,422	19,697	275	3.2	3.2
道路	19,785	21,369	1,584	3.2	3.5
宅地	29,913	31,273	1,360	4.9	5.1
住宅地	17,589	18,221	632	2.9	3.0
工業用地	4,266	4,424	158	0.7	0.7
その他の宅地	8,058	8,628	570	1.3	1.4
その他	49,869	49,719	△ 150	8.2	8.1
合計	611,273	611,573	300	100.0	100.0
市街地	20,724	20,730	6	3.4	3.4

（注）市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

３　必要な措置の概要

１、２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の視点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画及び市町計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

特に中山間地域にあっては、山口県中山間地域振興条例及び山口県中山間地域づくりビジョンに基づき、新たな地域コミュニティ組織づくりや、地域

資源を活用した「やまぐちスロー・ツーリズム」（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコ・ツーリズムを観光分野とも連携して進める取組）の推進、生活交通システム、情報通信等の生活環境や道路の整備など、地域の活性化に向けた総合的な取組を推進する。

その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア　県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮、地震・津波などへの対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ　森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、林道や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

ウ　県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保等を図る。

また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの防災性の向上、ハザードマップを活用した危険地域についての情報の周知等を図る。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

ア　地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組み、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。

　また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

イ　循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の３Ｒを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

　また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ　生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置等により土地利用の適正化を図る。

　また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

エ　農用地や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川、湖沼及び海洋の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環機能の確保を図る。

　特に、湖沼等の流域において、水質保全に資するよう、森林の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

　また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

オ　野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。

農山漁村の自然については、適切な農林漁業活動や民間・ＮＰＯ等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や野生生物の生息・生育空間を保全するよう配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

カ　安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。

キ　歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、地域の実情に応じ開発行為等の規制を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、ゆとりとやすらぎのある景観の維持・形成を図る。

ク　良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境的側面の検討を行うこと、開発行為等について必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用転換の適正化

ア　土地利用の転換を図る場合には、転換後に復元することが困難であること及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

　また、転換途中であっても、これらの条件の変化を勘案して、必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

　さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

イ　農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

ウ　森林の利用転換を行う場合には、森林の継続的培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

　また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

エ　大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

　また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ　農山漁村における混住化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア　農用地については、ほ場整備等の生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的な拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ　森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な間伐等の実施、有用広葉樹の導入、天然力の活用等により、森林資源の整備を計画的に推進し、適切な保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場としての総合的な利用を図る。

加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や森林バイオマスの利活用を促進する。

ウ　水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

エ　道路については、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成及び道路空間の有効利用を図る。

また、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険個所等の改良を図る。

オ　住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進や住宅の長寿命化などを通じて、持続的な利用を図る。

また、主として市街地中心部においては、低未利用地の活用等による再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

カ　工業用地については、グローバル化の進展等にともなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度な情報通信基盤や研究開発機能等の総合的な整備を促進するとともに、質の高い工業用地の確保を計画的に進める。

その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲のもの等の有効利用の促進を図る。

キ　耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、担い手への面的な利用集積や、農地への放牧により牧畜と農地の草刈りを兼ねて行う山口型放牧の推進などにより、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地や森林等への転換を図る。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

ク　土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導するとともに、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

(8) 多様な主体の県土管理への参画の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流の促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土利用に資する効果が期待できる。

このため、国や県、市町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地産地消の推進、森林づくり県民税の活用、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の管理に参画していく取組を推進する。

(9) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発等

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

県土の利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、必要に応じ計画の点検を行う。